

第4回入善町農業委員会議事録

平成29年11月9日午後1時30分から第4回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 2名

11番 上島 幸夫 17番 酒井 良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第13号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。本日、午前は大分県臼杵市の視察対応をしておりました。私たちも先月、視察に行ってきましたが、様々な委員会との意見交換は新たな発見となり、本当に有意義なものとなります。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第4回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番城崎委員と8番松原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は吉原東〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,019㎡です。

譲渡人は入善町吉原〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町田中〇〇番地の〇〇です。

譲渡人は高齢であり、後継者もいないため、近くの農地所有適格法人に譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は作業所から800mの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間300日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、115,135㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員の意見書の確認印は、中島委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は浦山新〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,675㎡です。
譲渡人は入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。
譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作ができなため、当該農地に隣接して居住する〇〇さんに譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は自宅に隣接しており、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、5,070㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上、2件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番の確認をしました。現地も確認しましたところ、譲受人と農地の距離も近いので問題ありません。

米山委員

申請番号2番は私ですが、事務局の説明のとおりでありまして、耕作が続けられるようになるということなので問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年11月9日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、212件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第13号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成29年11月9日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

入善地区 6件、44筆、82,943㎡。

上原地区 17件、65筆、113,912㎡。

青木地区 4件、15筆、24,115㎡。

飯野地区 47件、121筆、226,152㎡。

小摺戸地区 13件、39筆、64,275㎡。

新屋地区 7件、42筆、78,507㎡。

栴山地区 16件、44筆、86,869㎡。

横山地区 1件、1筆、1,824㎡。

舟見地区 7件、16筆、29,099㎡。

野中地区 17件、46筆、94,936㎡。

以上、新規の合計は、135件、433筆、802,632㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 5件、13筆、31,403㎡。

上原地区 12件、19筆、25,209㎡。

青木地区 5件、26筆、41,935㎡。

飯野地区 26件、54筆、99,053㎡。

小摺戸地区 3件、6筆、12,078㎡。

新屋地区 10件、45筆、96,284㎡。

栲山地区 13件、32筆、48,470㎡。

横山地区 1件、2筆、5,638㎡。

舟見地区はありません。

野中地区 2件、8筆、14,690㎡。

以上、再設定の合計は、77件、205筆、374,760㎡です。

新規、再設定合わせて、212件、638筆、1,177,392㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

私の担当地区を確認する限り、より分散錯圃を解消するように集約化も進めて欲しいですね。

議長（鍋嶋 太郎）

農業委員も率先して集約化に資するよう調整していく必要がありますね。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第12号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第13号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び農地中間管理機構へ提出することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

まずは、前回問い合わせのあった御旅所敷地の課税についてです。

従来から公民館敷地と同様に扱っており、所有者移転しましても用途が変わらないため同様に扱い、減免とする予定とのことです。

続きまして、ご案内です。

富山県農業委員会研修大会が、11月16日木曜日に開催されます。会場は射水市小杉文化ホールラポールです。役場正面よりマイクロバスを用意いたしますので、出席いただける方は、役場に正午までに集合ください。

同日の午後7時から、県立高校再編に関する意見交換会が新川文化ホールにて開催されます。入善高校存続のためにも、より多くの町民の参加をお願いしておりますので、ご家族やお知り合いもお誘い合わせのうえ、ご参加いただければと思います。

最後をお願いですが、地域農業を発展させる話し合いの応募についてです。

先月からのお願いとなりますが、モデル地区として地域農業を発展させるための地域での話し合いを実施していただける地区を現在募集中です。各地区生産組合長会長にも同様の説明及びお願いをしておりますので、地区で検討いただき、モデル地区として話し合いを進めていただける地区として応募いただくようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

特にご意見等がないようですので、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、12月7日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時4分）